

いきいき茨城ゆめ国体高萩市競技用具整備要項

1 目的

この要項は、第 74 回国民体育大会高萩市施設整備基本計画に基づき、高萩市で開催されるいきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会（以下「国体等」という。）の運営を円滑に行うため、競技用具の整備について必要な事項を定める。

2 競技用具の種別

種別		内容	例示
競技用	備品	競技を実施するために必要な備品 （施設に付帯するものは除く）	バー、ウエイト一式、 塁ベース等
	消耗品	競技を実施するために必要な消耗品	試合球、ゼッケン等
運営用	備品	競技を実施するために必要な備品 （施設に付帯するものは除く）	テント、机、椅子、 パソコン、モニター等
	消耗品	競技を実施するために必要な消耗品	事務用品、記録用紙等

3 規格及び数量の決定

競技用具の規格及び数量については、県、競技団体等と十分協議し、決定する。

4 競技用具の整備

- (1) 競技用具については、競技会場等の施設管理者が所有しているものを原則として活用する。
- (2) 国体等終了後において継続的な利用がないものについては、県その他の自治体、競技団体、業者等から借用する。
- (3) 上記（１）、（２）により整備してもなお不足する場合は、施設管理者と協議のうえ、必要とするものを購入する。
- (4) ルール等の改正により規格等が変更になった場合には、競技団体と協議のうえ、必要最小限の整備を行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具の整備に関して必要な事項は、別に定める。